# 「特別養護老人ホームたけべ」重要事項説明書

# 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

# 1. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 朋友会
代表者役職・氏名	理事長 片山 精壮
所在地	岡山県岡山市北区建部町建部上 557-2

# 2. ご利用施設の概要

# (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホームたけべ
所在地	岡山県岡山市北区建部町建部上 557-6
介護保険指定番号	3390102444

# (2) 運営の方針

施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意志及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居前の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、それぞれのユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう適切な介護サービスを提供するものとします。

# (3) 施設の設備の概要

	敷	地
	構造	鉄骨構造 3 階建て
建物	延べ床面積	1,937.47 m²
	利用定員	29 名

設備の種類	室数	備考
個室	39 室	29 室(入所) 10 室(ショート)
事務室	1 室	
共同生活室	4 室	
調理室	1 室	

浴室	5	一般浴室 4 室 機械浴室 1
医務室	1	室

# (5) 施設の職員体制

職種	職員数	業務内容
施設長	1名	施設業務の統括
医師	1名	健康維持管理
生活相談員	1名	ご入居者の生活相談,処遇企画
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画書の作成
介護職員	13名以上	ご入居者の日常生活の援助・介助
看護職員	1名	ご入居者の健康管理、診療の補助
機能訓練指導員	必要数	機能維持,減退防止の指導訓練
管理栄養士	1名	食事業務全般,栄養指導
事務職員	必要数	会計事務, 庶務

## 3. サービス内容

## (1) 施設サービス計画の立案

ご入居者の解決すべき課題を把握し、意向を踏まえた上で介護老人福祉サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

### (2)食事

- ①食事は、栄養並びにご入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものを提供します。
- ②食事の時間は概ね次のとおりですが、ご入居者の意向も確認します。

朝食 午前 8:00~ 昼食 午後 12:00~ 夕食 午後 18:00~

- ③食事は、原則としてユニット内食堂(共同生活室)で召し上がっていただきます。 ただし、体調等により居室での配膳も可能です。
- ④予め連絡があった場合は、衛生上又は管理上可能な一定時間、食事の取り置きを することができます。

# (3)入浴

1週間に2回以上、入浴や清拭を行います。ただし、ご入居者の病状により医師が 入浴に適当でないと判断する場合には行わないこともあります。

#### (4)介護

①ご入居者の心身の状況に応じて、個人のプライバシーを尊重した上で、適切な排 泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

- ②寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ③生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ④個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
- ⑤シーツ類の交換は週1回、汚れた場合には随時交換します。

## (5)機能訓練

ご入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するために、計画に基づいて訓練を行います。

#### (6) 生活相談

ご入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご入居者及 びご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言や援助に努めます。

## (7)健康管理

- ①常にご入居者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置に 努めます。
- ②嘱託医師による週1回の往診日を設けて、健康管理に努めます。
- ③緊急かつ医療が必要な場合は、協力医療機関への通院等の援助を行います。 また、入院治療が必要な場合は、協力医療機関に入院することもできます。
- ④年1回の健康診断を行います。

#### (8) 理美容サービス

訪問による理髪・美容を利用することができます。※費用は実費負担とさせていた だきます。

# (9) レクリエーション、クラブ活動、行事

年間を通して各種の行事や園外活動、クラブ活動を行います。ご入居者それぞれの 趣味・生きがい等、役割を反映させる場面を作ります。

# (10) 栄養ケアマネジメントの計画立案

- ①ご入居者の栄養状態に着目した栄養管理等を多職種協働により行います。
- ②必要なご入居者には、経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行います。

#### 4. 利用料金

(1) 介護保険法が定める法定料金

介護保険負担割合証の利用者負担割合に記載された割合でのお支払いになります。

①基本サービス料金(1日あたりの自己負担)

割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護4	要介護 5
1割	682 単位	753 単位	828 単位	901 単位	971 単位

# ②加算料金等(各種加算は、算定基準を満し、サービスを提供した場合のみ加算)

	1日あたりの	1ヶ月の自己負担額
区 分	自己負担額	(30 日計算)
日常生活継続支援加算	46単位	1,380単位
看護体制加算 I	4 単位	1 2 0 単位
看護体制加算Ⅱ	8 単位	2 4 0 単位
夜勤職員配置加算	18単位	5 4 0 単位
個別機能訓練加算	1 2 単位	3 6 0 単位
生活機能向上連携加算		100単位
若年性認知症入所者受入加算	120単位	3,600単位
専従常勤医師配置加算	2 5 単位	7 5 0 単位
配置医師緊急時対応加算		早朝・夜間650単位/回
		深夜1,300単位/回
精神科医師定期的療養指導加算	5 単位	150単位
入院・外泊時(月に6日を限度)	2 4 6 単位	1, 476単位
初期加算(入所から30日限り)	3 0 単位	900単位
退所前後訪問相談援助加算(1	4 6 0 単位	4 6 0 単位
回)		
退所時相談援助加算(1回)	400単位	400単位
退所前連携加算(1回)	500単位	500単位
栄養マネジメント加算	1 4 単位	4 2 0 単位
経口移行加算	28単位	8 4 0 単位
経口維持加算 I	28単位	8 4 0 単位
経口維持加算Ⅱ	5 単位	150単位
口腔衛生管理体制加算		30単位
口腔衛生管理加算		90単位
療養食加算	6 単位/回	5 4 0 単位
看取り介護加算		
•死亡日以前4日~30日以	80単位	2,080単位
下	680単位	1,360単位
・死亡日以前2日~3日	1,280単位	1,280単位
• 死亡日		
在宅復帰支援機能加算	10単位	300単位
在宅・入所相互利用加算	30単位	900単位
認知症専門ケア加算(I)	3 単位	9 0 単位
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位	120単位
認知症行動・心理症状緊急対応	200単位	1, 400単位
加算		
(入居から7日限度)		

サービス提供体制強化加算 II 褥瘡マネジメント加算	6 単位	180単位
排泄支援加算		100単位
低栄養リスク改善加算		300単位
再入所時栄養連携加算		400単位/回
介護職員等処遇改善加算I	所定単位数に14%を乗じた単位数で算定	

- ※印は、医師・管理栄養士勤務配置等により変動が生ずる場合があります。
- ※看取り介護加算については日数により算定します。
- ※端数処理(小数点以下切り捨て)の為、多少金額が変動します。
- (2) 所定料金(介護保険法で基本サービスとは別にご入居者が自己負担することとされ、 事業所ごとにご入居者との契約に基づくものとされているもの)

# ① 食事代

1日あたり 1,445円

※食事代については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

通常	介護保険負担減免額認定証に記載されている額			
(第4段階以	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
上)				
1,445円	1,360円	6 5 0 円	390円	300円

### ② 居住費

1日あたり 2,066円

※居住費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

通常	介護保険負担減免額認定証に記載されている額			
(第4段階以	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
上)				
2,066円	1,370円	1,370円	880円	880円

- ・入院及び外泊等で、入院・外泊時費用を算定する場合は、その算定期間(月6日限度) において外泊時費用に加え、居住費が発生します。
- ・入院・外泊時費用算定以降に、お部屋を確保している場合は費用を徴収させていただきます。一律2,066円

ただし、空きベッドとして利用している場合は、徴収しません。

## ③日常生活費

個別で必要とする物 (ただしオムツを除きます) につきましては、ご入居者の方の実 費負担となっておりますので、ご了承ください。

# ④個別サービス利用料金

サービス項目	サービス内容	料 金
理美容サービス	出張による理髪サービスをご利用いた	実費負担
垤天谷り一しろ	だけます。	天負貝担
クラブ活動	各種クラブ活動等に参加できます。	実費負担
	(各種教材・材料代等)	关其其但
レクリエーション・	レクリエーション・行事等で外出するこ	実費負担
行事	とができます。	关其其但

#### ⑤追加的費用

追加費用	サービス内容	料 金
特別食	特別献立及び特別食材	実費負担

# (3) 支払方法

請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払いください。お支い確認後 に領収書を発行いたします。

お支払方法については、自動引落とし又は銀行振込等をご利用ください。手数料は ご入居者のご負担となります。

## 5. 入退居の手続き

# (1) 入居手続き

電話等でお問い合せください。サービス内容、入居申込みの手続き及び必要書類等 について説明いたします。申込みされましたら、施設内の入居検討委員会で検討い たします。

#### (2) 退居手続き

①ご入居者のご都合で退居される場合 退居を希望する日の1ヶ月前までに文書にてお申出ください。

#### ②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご入居者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ご入居者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご入居者の要介護度認定区分が、要介護 1又は要介護2と認定された場合

(但し、特例入所の要件に該当する場合を除く)

※この場合、所定の期間の経過をもって退居していただくことになります。

#### ③その他

- ・ご入居者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入居を希望される場合は、お申出ください。
- ・ご入居者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう 催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご入居者やご家 族などが当施設や当施設従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を 行った場合は、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了30 日前までに文書で通知いたします。
- ・ご入居者が無断で退居し、7日間経過しても帰居する見込みがない場合。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、 退居していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書 で通知いたします。

## 6. 施設利用にあたっての留意事項

## (1)面会

- ①面会時間は、午前9時00から午後8時00の間でお願いいたします。
- ②面会の際には備え付けの帳簿に面会者の氏名及びご入居者氏名の記入するようお 願いたします。
- ③面会の際に、食品・物品・薬等を持参した場合は、必ず所属するユニットの職員 にお声をお掛けください。

#### (2) 外出·外泊

外出・外泊する時は、食事や薬の準備がありますので、前日までに職員に届け出て ください。

# (3) 飲酒·喫煙

- ①アルコール・たばこにつきましては、医師・看護職員がご入居者の心身の状況等 を判断した上で、決めさせていただきます。
- ②酒類・たばこ・ライター (火気類) は職員管理とさせていただきます。
- ③所定場所以外での飲酒・喫煙 (火気) はお断りします。
- ※上記各号が守れない場合は、退居していただく場合がございますので、必ず職員 に相談の上、お渡しください。

#### (4) 設備,器具の利用

施設内の居室・設備及び器具は本来の使用用法にしたがってご利用ください。これ に反し、ご入居者等により破損が生じた場合、賠償していただく場合があります。

## (5) 所持品の持ち込み

- ①現金や貴重品のお持込みはお断りします。
- ②危険物の持ち込みについては、ご遠慮ください。
- ③持込みたい物がある場合は職員へご相談ください。
- ④ペットの持ち込みはお断りしております。

# (6) 施設外での受診

嘱託医師、協力医療機関の医師の指導ではなく、ご入居者の希望で他の医療機関を 受診する場合は、ご家族の付添いで受診をお願いいたします。また、受診結果・処 方箋等職員にご連絡ください。

# (7) 施設内の禁止事項

- ①喧嘩・口論・泥酔等、他人に迷惑をかけること。
- ②政治活動・宗教・習慣等により、自己の利益のために他人の権利、自由を侵害したり、他人を攻撃したりすること。
- ③指定した場所以外で火気を用いること。
- ④所定場所以外での飲酒・喫煙をすること。
- ⑤故意に施設もしくは備品に損害を与え、又は無断で備品等を施設外へ持ち出すこと。

### 7. 事故発生の防止及び発生時の対応

事故が発生した場合には、応急処置及び緊急受診等の必要な処置を講ずる他、予め届けられた連絡先に連絡いたします。また、状況に応じて保険者等へ報告いたします。

#### 8. 緊急時の対応方法

ご入居者の身体状況の急激な変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を 講ずるほか、予め届けられた連絡先に連絡いたします。

# 9. 協力医療機関

	病 院 名	病 院 名   岡山市·久米南町組合国民健康保険福渡病院		
医療機関	所 在 地	岡山市北区建部町福渡 1000		
	電話番号	086-722-0525		
歯科	病 院 名	いしかわ歯科		
	所 在 地	岡山市北区建部町宮地 31-1		
	電話番号	086-722-2003		

#### 10. 感染症対策

感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随 時見直します。

# 11. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「社会福祉法人朋友会防災計画」に則り対応を行				
	います。				
避難訓練 及び 防災設備	別途定める「社会福祉法人朋友会消防計画」に則り年2回夜				
	間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して行				
	います。				
	設備名称	有無	設備名称	有無	
	スプリンクラー	有	防火扉	有	
	避難階段	有	屋内消火栓	有	
	自動火災報知機	有	ガス漏れ探知機	有	
	誘導灯	有	消火器	有	

# 12. サービス内容に関する相談・苦情

①施設ご利用者相談・苦情

電 話 086-722-1551

F A X 086-722-3322

受付時間 月曜日~金曜日 午前 8:30~午後 5:30

担 当 生活相談員

②行政機関その他苦情受付機関

担当課 岡山市保健福祉局事業者指導課 施設係

電 話 086-212-1014

担当課 岡山県国民健康保険団体連合会(国保連合会介護 110番)

電 話 086-223-8811

担当課 岡山県運営適正化委員会

電 話 086-226-9400

(附則) 平成 30 年 10 月 1 日 施行

令和元年10月1日から一部改正し施行する。 令和3年4月1日から一部を改正し施工する。 令和4年10月1日から一部改正し施行する。 令和6年6月1日から一部を改正し施工する。 令和6年8月1日から一部を改正し施工する。

「特別養護老 づいて重要な			」の利用にあたり、ご入居者に対して契約書及び本書面に した。	基
事業者				
	〔住	所〕	岡山県岡山市北区建部町建部上 557-6	
	〔事業〕	<b>听名</b> 〕	特別養護老人ホームたけべ	
	〔説 明	] 者〕		
		よび本書詞 明を受ける	面により、事業者から介護老人福祉施設について ました。	
入居者				
	〔住	所〕	岡山市 区	
	〔氏	名〕	<u></u>	
代理人	(身元	引受人)		
	〔住	所〕		
	〔氏	名〕	<u> </u>	)

------契約をする場合は以下の確認をすること -------

令和 年 月 日